

平成27年11月26日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第51号 平成27年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第52号 草津市立社会体育施設指定管理者の指定議決に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第53号 草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第54号 草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第55号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案
- 議第56号 草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則案
- 議第57号 平成26年度における教育に関する事務および執行状況の点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、ならびに公表するにつき議決を求めることについて

議第51号

平成27年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を  
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

平成27年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつ  
き議決を求めることについて

平成27年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教  
育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基  
づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成27年11月補正予算(案)

債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
社会体育施設管理運営費(草津市立総合体育館)	平成28年度から 平成30年度まで	224,500
社会体育施設管理運営費(草津市立野村運動公園)		
社会体育施設管理運営費(草津市立ふれあい運動場)		
社会体育施設管理運営費(草津市立ふれあい体育館)		
社会体育施設管理運営費(草津市立武道館)		
社会体育施設管理運営費(草津市立三ツ池運動公園)		

議第5.2号

草津市立社会体育施設指定管理者の指定議決に対する意見を市長に申し出るにつき  
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立社会体育施設指定管理者の指定議決に対する意見を市長に申し

出るにつき議決を求めることについて

草津市立社会体育施設指定管理者の指定議決に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立社会体育施設指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

## 記

### 1 公の施設の名称

草津市立社会体育施設

- (1) 草津市立総合体育館
- (2) 草津市立野村運動公園
- (3) 草津市立ふれあい運動場
- (4) 草津市立ふれあい体育館
- (5) 草津市立武道館
- (6) 草津市立三ツ池運動公園

### 2 設置条例の名称

草津市立社会体育施設条例

### 3 指定管理者

草津市西大路町9番6号

合同会社草津市スポーツ振興事業体

業務執行社員 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

業務執行社員 一般社団法人草津市体育協会

### 4 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで



議第53号

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則（昭和54年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

中学校	小学校	通学区域
老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西） 南草津一丁目～五丁目 南笠町 新浜町 矢橋町 橋岡町

」を

中学校	小学校	通学区域
老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西） 南草津一丁目～五丁目 南笠町（老上西小学校の区域を除く。） 矢橋町（1番～23番・39番・52番・65番～72番・ 104番・105番・293番～417番） 橋岡町2番～34番（ただし、27番および29番2～29 番7を除く。）
	老上西小学校	南笠町（801番～887番・1051番～1090番・1 891番以降） 新浜町 矢橋町（老上小学校の区域を除く。） 橋岡町（老上小学校 の区域を除く。）

」に

改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部改正（昭和54年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
第1条～第7条（略） 別表（第2条第1項関係）			第1条～第7条（略） 別表（第2条第1項関係）		
中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域
老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西）南草津一丁目～五丁目 南笠町（老上西小学校の区域を除く。） 矢橋町（1番～23番・39番・52番・65番～72番・104番・105番・293番～417番） 橋岡町2番～34番（ただし、27番および29番2～29番7を除く。）	老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西）南草津一丁目～五丁目 南笠町 新浜町 矢橋町 橋岡町
	老上西小学校	南笠町（801番～887番・1051番～1090番・1891番以降）新浜町 矢橋町（老上小学校の区域を除く。）橋岡町（老上小学校の区域を除く。）			
付 則					
この規則は、平成28年4月1日から施行する。					

議第54号

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）

の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学校」の右に「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた幼稚園(次項において「幼稚園型認定こども園」という。)を除く。)」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 幼稚園型認定こども園の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>草津市立学校の管理運営に関する規則 （休業日）</p> <p>第3条 学校（<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（次項において「幼稚園型認定こども園」という。）を除く。</u>）の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 土曜日および日曜日</p> <p>(3) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する学校の休業日</p> <p><u>2. 幼稚園型認定こども園の休業日は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u></p> <p>(2) <u>日曜日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</u></p> <p><u>3. 第1項第3号に規定する休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで</p>	<p>草津市立学校の管理運営に関する規則 （休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 土曜日および日曜日</p> <p>(3) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する学校の休業日</p> <p><u>2. 前項第3号に規定する休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで</p>

改正後 (案)	現行
<p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、特に草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する日</p> <p>3 校長または園長（以下「校長」という。）は、<u>前3項</u>の規定にかかわらず学校教育上必要があるときは、教育委員会の許可を受けて授業日と休業日を振り替えまたは休業日に授業を行なうことができる。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、特に草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する日</p> <p>3 校長または園長（以下「校長」という。）は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず学校教育上必要があるときは、教育委員会の許可を受けて授業日と休業日を振り替えまたは休業日に授業を行なうことができる。</p>

議第55号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正



草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市立幼稚園（）」を「草津市立幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）を含む。」に改める。

第2条を次のように改める。

（定数）

第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。

園名	学年	定数
笠縫幼稚園	4歳児	45人
	5歳児	55人
常盤幼稚園	4歳児	30人
	5歳児	35人
志津幼稚園	4歳児	60人
	5歳児	70人
山田幼稚園	4歳児	30人
	5歳児	35人
中央幼稚園	4歳児	30人
	5歳児	35人
老上幼稚園	4歳児	80人
	5歳児	90人
玉川幼稚園	4歳児	60人
	5歳児	70人
笠縫東こども園	3歳児	40人
	4歳児	50人
	5歳児	50人
大路幼稚園	4歳児	30人
	5歳児	35人
矢倉幼稚園	4歳児	55人
	5歳児	65人

第3条を削る。

第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「第5条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「幼児」を「子ども」に、「様式第1号」を「別記様式第1号」に改め、同条第2項および第3項を次のように改める。

2 教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）（別記様式第2号）を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（保育認定）（別記様式第3号）を交付するものとする。

3 教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）（別記様式第4号）を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（保育認定）（別記様式第5号）を交付するものとする。

第9条を第8条とする。

第10条第1項中「幼児」を「子ども」に、「様式第3号」を「別記様式第6号」に改め、同条第3項中「幼児」を「子ども」に、「様式第4号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「幼児」を「子ども」に、「様式第5号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

付則第3項中「第3条」を「第2条」に改め、「笠縫東幼稚園」を削る。

付則第4項中「第3条」を「第2条」に改める。

別記様式第1号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「草津市教育委員会 様」を「草津市教育委員会 宛」に、「幼稚園に」を「園に」に、「入園許可くださるようお願いいたします」を「許可を申請します」に、「幼児」を「子ども」に改める。

別記様式第2号から別記様式第5号までを次のように改める。

様式第2号 (第8条第2項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (教育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
設置者・事業者名				
設置者・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
決定年月日				
利用期間				

様式第2号（第8条第2項関係）

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
設置者・事業者名				
設置者・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
決定年月日				
利用期間				

様式第3号 (第8条第2項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書 (保育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園型認定こども園の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
設置者・事業者名				
設置者・事業者番号				
施設・事業所名				
施設・事業所番号				
施設・事業所所在地				
利用調整			決定年月日	
利用期間				

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
希望利用開始日				
決定年月日				
理由				

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市教育委員会に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます（ただし、天災その他異議申立てをしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書 (保育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

支給認定証番号				
子 ど も	氏 名			
	生年月日		年 齢	
希望利用開始日				
決定年月日				
理 由				

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市教育委員会に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます(ただし、天災その他異議申立てをしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として(草津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

別記様式第5号の次に次の3様式を加える。  
様式第6号(第9条第1項関係)

休(退)園届	
年 月 日	
園長 宛	
住所 保護者 氏名	印
(子ども氏名)	
このたび	を次の理由により休(退)園させたいのでお届けします。
記	
1	退園日または休園期間
2	理由

注 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。



様式第7号 (第9条第3項関係)

復 園 願

年 月 日

園長 宛

住所  
保護者  
氏名

印

(子ども氏名)

このたび を次の理由により復園させたいのでお届けします。

記

1 復園日

2 理 由

注 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

様式第8号 (第10条関係)

第 号	契 印	年 月 日	園 印  (子ども氏名)	修 了 証 書
		園 長 氏  名 印	年 月 日 生	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市立幼稚園規則の規定は、平成28年4月1日以後に入園する子どもに係る手続等について適用し、同日前に入園する子どもに係る手続等については、なお従前の例による。

草津市幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行																															
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、<u>草津市立幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）を含む。以下「幼稚園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定数）</p> <p>第2条 <u>幼稚園の園児の定数は、次のとおりとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、<u>本市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（入園の資格）</p> <p>第2条 <u>幼稚園に入園することができる者は、市内に居住する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</u></p> <p>（定数）</p> <p>第3条 <u>幼稚園の園児の定数は、次のとおりとする。</u></p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>学年</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">笠縫幼稚園</td> <td>4歳児</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常盤幼稚園</td> <td>4歳児</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>35人</td> </tr> </tbody> </table>	園名	学年	定数	笠縫幼稚園	4歳児	45人	5歳児	55人	常盤幼稚園	4歳児	30人	5歳児	35人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笠縫幼稚園</td> <td>45人</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>常盤幼稚園</td> <td>30人</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>志津幼稚園</td> <td>60人</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>山田幼稚園</td> <td>30人</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>中央幼稚園</td> <td>30人</td> <td>35人</td> </tr> </tbody> </table>	園名	4歳児	5歳児	笠縫幼稚園	45人	55人	常盤幼稚園	30人	35人	志津幼稚園	60人	70人	山田幼稚園	30人	35人	中央幼稚園	30人	35人
園名	学年	定数																														
笠縫幼稚園	4歳児	45人																														
	5歳児	55人																														
常盤幼稚園	4歳児	30人																														
	5歳児	35人																														
園名	4歳児	5歳児																														
笠縫幼稚園	45人	55人																														
常盤幼稚園	30人	35人																														
志津幼稚園	60人	70人																														
山田幼稚園	30人	35人																														
中央幼稚園	30人	35人																														

改正後 (案)			現行		
志津幼稚園	4歳児	60人	老上幼稚園	80人	90人
	5歳児	70人		玉川幼稚園	60人
山田幼稚園	4歳児	30人	笠縫東幼稚園	60人	70人
	5歳児	35人	大路幼稚園	30人	35人
中央幼稚園	4歳児	30人	矢倉幼稚園	55人	65人
	5歳児	35人			
老上幼稚園	4歳児	80人			
	5歳児	90人			
玉川幼稚園	4歳児	60人			
	5歳児	70人			
笠縫東こども園	3歳児	40人			
	4歳児	50人			
	5歳児	50人			
大路幼稚園	4歳児	30人			
	5歳児	35人			
矢倉幼稚園	4歳児	55人			
	5歳児	65人			

(学級の編制)

(学級の編制)

改正後 (案)	現行
<p><b>第3条</b> 幼稚園の学級は、園長が編制する。</p> <p>2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学級の幼児数は35人以下とする。</p> <p>3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、35人を超えて編制することができるものとする。</p> <p>(教育課程)</p> <p><b>第4条</b> 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号。以下「教育要領」という。)に基づき、園長が編成する。</p> <p>2 園長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(学期および休業日)</p> <p><b>第5条</b> 幼稚園の学期および休業日は、草津市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年草津市教育委員会規則第2号)第2条および第3条に定めるところによる。</p> <p>(教育週数)</p> <p><b>第6条</b> 幼稚園の教育週数は、教育要領に基づき、園長が定める。</p> <p>(職員)</p> <p><b>第7条</b> 草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号。以</p>	<p><b>第4条</b> 幼稚園の学級は、園長が編制する。</p> <p>2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学級の幼児数は35人以下とする。</p> <p>3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、35人を超えて編制することができるものとする。</p> <p>(教育課程)</p> <p><b>第5条</b> 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号。以下「教育要領」という。)に基づき、園長が編成する。</p> <p>2 園長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(学期および休業日)</p> <p><b>第6条</b> 幼稚園の学期および休業日は、草津市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年草津市教育委員会規則第2号)第2条および第3条に定めるところによる。</p> <p>(教育週数)</p> <p><b>第7条</b> 幼稚園の教育週数は、教育要領に基づき、園長が定める。</p> <p>(職員)</p> <p><b>第8条</b> 草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号。以</p>

改正後 (案)	現行
<p>下「条例」という。) <u>第9条第2項の規定に基づき、置くことができる職員は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) 教頭            (2) 主任            (3) 養護教諭            (4) 講師            (5) その他必要な職員</p> <p>2 職員の職務は、園長が定める。            (入園)</p> <p><u>第8条 保護者は、子どもを入園させようとするときは、入園願書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)(別記様式第2号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(保育認定)(別記様式第3号)を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1項</u></p>	<p>下「条例」という。) <u>第5条第2項の規定に基づき、置くことができる職員は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) 教頭            (2) 主任            (3) 養護教諭            (4) 講師            (5) その他必要な職員</p> <p>2 職員の職務は、園長が定める。            (入園)</p> <p>第9条 保護者は、<u>幼児</u>を入園させようとするときは、入園願書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>入園の許可は教育委員会が入園許可書(様式第2号)により行う。</u></p> <p>3 入園をしようとする者の数が定数を超えたときは、教育委員会</p>

改正後 (案)	現行
<p><u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)(別記様式第4号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)(別記様式第5号)を交付するものとする。</u></p> <p>4 入園の時期は、毎年4月とする。ただし、転入、欠員その他特別の事由があるときは、臨時に入園を許可することができる。 (休退園)</p> <p>第9条 保護者は、<u>子ども</u>を休園または退園させようとするときは、休(退)園届(別記様式第6号)を園長に提出しなければならない。</p> <p>2 園長は、前項の届けがあつたときは速やかに教育長に報告するものとする。</p> <p>3 保護者は、休園中の<u>子ども</u>を復園させようとするときは、復園願(別記様式第7号)を園長に提出してその許可を受けなければならない。 (修了証書の授与)</p> <p>第10条 園長は、幼稚園の課程を終了した<u>子ども</u>に対し、修了証書(別記様式第8号)を授与するものとする。</p>	<p>が公正な方法で、入園を許可する者を選考しなければならない。</p> <p>4 入園の時期は、毎年4月とする。ただし、転入、欠員その他特別の事由があるときは、臨時に入園を許可することができる。 (休退園)</p> <p>第10条 保護者は、<u>幼児</u>を休園または退園させようとするときは、休(退)園届(様式第3号)を園長に提出しなければならない。</p> <p>2 園長は、前項の届けがあつたときは速やかに教育長に報告するものとする。</p> <p>3 保護者は、休園中の<u>幼児</u>を復園させようとするときは、復園願(様式第4号)を園長に提出してその許可を受けなければならない。 (修了証書の授与)</p> <p>第11条 園長は、幼稚園の課程を終了した<u>幼児</u>に対し、修了証書(様式第5号)を授与するものとする。</p>

改正後（案）	現行
<p>(委任)</p> <p>第11条 この規則の実施に関して必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の草津市立幼稚園規則の規定は、平成28年4月1日以後に入園する子どもに係る手続等について適用し、同日前に入園する子どもに係る手続等については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 この規則の実施に関して必要な事項は、教育委員会が定める。</p>



改正後 (案)

様式第1号 (第8条第1項関係)

別入園願書受付番号	入 園 願 書		
	年 月 日		
草津市教育委員会 宛	住所		
	保護者 氏名 印		
次の者を、園に入園させたいから、入園許可くださるようお願いいたします。			
就園期間	年 月 日から 年 月 日		
ふりがな	男	姓 名	
子ども氏名	女	年 月 日生	
現住所	丁目 番 号		
	町 番地		
ふりがな	子どもとの関		
保護者氏名	係		
連絡方法 (電話番号)	自宅 _____		
	携帯電話 _____ (氏名: _____)		
子どもの健康状態	既往の疾病		
子どもの性格、行動、情緒の傾向および障害や発達の状態等、指導上参考となること			
入園前の状況 (在宅、他の就学前教育等)			

備考 ※欄は記入しないこと。  
氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

現行

様式第1号 (第9条第1項関係)

別入園願書受付番号	入 園 願 書		
	年 月 日		
草津市教育委員会 様	住所		
	保護者 氏名 印		
次の者を、幼稚園に入園させたいから、入園許可くださるようお願いいたします。			
就園期間	年 月 日から 年 月 日		
ふりがな	男	姓 名	
幼児名	女	年 月 日生	
現住所	丁目 番 号		
	町 番地		
ふりがな	子どもとの関		
保護者氏名	係		
連絡方法 (電話番号)	自宅 _____		
	携帯電話 _____ (氏名: _____)		
幼児の健康状態	既往の疾病		
幼児の性格、行動、情緒の傾向および障害や発達の状態等、指導上参考となること			
入園前の状況 (在宅、他の就学前教育等)			

備考 ※欄は記入しないこと。  
氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

改正後 (案)

様式第2号(第9条第2項関係)

号  
年 月 日

草津市立幼稚園入園許可通知書(保育課)

記

草津市教育委員会

申請のありました草津市立幼稚園入園許可通知書の入園について、次のとおり許可したので通知します。

記

文書管理番号			
子ども	氏 名		
	生年月日	年 月	日
保護者・事業番号			
保護者・事業番号			
施設・事業所名			
施設・事業所番号			
施設・事業所所在地			
発 行 年 月 日			

現行

様式第2号(第9条第2項関係)

入 園 許 可 書

住所 草津市  
 幼児 氏名  
 生年月日 年 月 日生  
 住所 草津市  
 保護者 氏名

草津市立 幼稚園に入園することを許可します。

年 月 日

草津市教育委員会 印

様式第3号(第10条第1項関係)

休 園 届 書

年 月 日

草津市立 幼稚園長 氏名

住 所  
 保護者 氏名 印

(幼児氏名) このたびを次の理由により休園させたいのでお届けします。

記

1 返園日または休園期間

2 理 由

注 氏名を記載し押印することに代えて、記号することができる。

改正後 (案)

様式第9号 (第6条第2項関係)

号 月 日

東京都立特別支援学校子ども園入園許可通知書 (様式第9号)

東京都教育委員会

申出のありました東京都立特別支援学校子ども園の入園について、次のとおり許可したものとします。

記

支給認定証番号			
氏 名			
生 年 月 日		年 齢	
設置者・事業者名			
設置者・事業者番号			
施設・事業所名			
施設・事業所番号			
施設・事業所所在地			
利 用 期 限		決定年月日	

現行

様式第9号(第6条第2項関係)

支給認定証番号	年 月 日
氏 名	在 所
生 年 月 日	姓 名
設置者・事業者名	
設置者・事業者番号	
施設・事業所名	
施設・事業所番号	
施設・事業所所在地	
利 用 期 限	

このたび (初年度) を次の理由により入園を中止しております。

1 理由

2 理由

3 理由

注 右表を記載し併せて提出することによって、取消することとなる。

様式第9号(併11条関係)

号	年 月 日
氏 名	姓 名
在 所	
施設・事業所名	
施設・事業所番号	
施設・事業所所在地	
利 用 期 限	

初年度の入園を中止したことを旨とす。

年 月 日

印

修了証書

改正後 (案)

現行

様式第4号 (第8条第3項関係)

号 号  
年 月 日

軍津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書 (教育認定)

様

軍津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

支給認定証番号			
子ども	氏名		
	生年月日	年齢	
希望利用開始日			
決定年月日			
理由			

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、軍津市教育委員会に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます (ただし、天災その他異議申立てをしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過するまでに、

改正後 (案)

現行

様式第5号(第8条第3項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)

様

草津市教育委員会

申込みのありました幼稚園・幼稚園型認定こども園の入園について、次の理由により不許可となりましたので通知します。

記

支給認定証番号			
子ども	氏 名		
	生年月日	年 齢	
特選利用開始日			
決定年月日			
理 由			

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、草津市教育委員会に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます(ただし、天災その他異議申立てをしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として(草津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の

現行

改正後 (案)

様式第6号 (第9条第1項関係)

体 (国)	日
早	月
日	
器具	
住所	○
保蔵者	氏名
氏名	印

(子ども氏名) を次の理由により体 (国) 国させたいのでお届けします。

このたび

1 国国日または体国国国

2 理由

注 氏名を記載し捺印することによって、署名することができる。

改正後 (案)	現行
<p>様式第7号 (第9条第3項関係)</p> <p>復 國 願</p> <p>年 月 日</p> <p>國 民 向</p> <p>住所 ○ 保護者 氏名 印</p> <p>(子ども氏名) このたび を次の理由により復國をせたいのでお届けします。</p> <p>記</p> <p>1 復國日</p> <p>2 理 由</p> <p>注 氏名を記載し捺印することに代えて、署名することができる。</p>	

改正後 (案)

現行

様式第8号 (第10条関係)

第		契印		園	修了証書
号	年 月 日			印 (子ども氏名)	
	園長氏名		園の教育課程を修了したことを証します	年月日生	
	印				



議第56号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則（平成26年草津市教育委員会規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「条例」という。）第8条第1項に規定する預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（預かり保育実施施設）

第2条 条例第8条第1項第1号に規定する常時利用預かり保育（以下「常時利用預かり保育」という。）は、次に掲げる幼稚園で実施する。

- (1) 草津市立玉川幼稚園
- (2) 草津市立山田幼稚園

2 条例第8条第1項第2号に規定する日単位利用預かり保育（以下「日単位利用預かり保育」という。）は、次に掲げる幼稚園で実施する。

- (1) 草津市立玉川幼稚園
- (2) 草津市立山田幼稚園
- (3) 草津市立笠縫東こども園

（利用定員）

第3条 条例第8条第1項に規定する預かり保育（以下「預かり保育」という。）の利用定員は、当該預かり保育を実施する幼稚園（条例第4条第1項の幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ）にあつては1園につき1日20人と、幼稚園型認定こども園にあつては1園につき1日15人とする。

（預かり保育の実施日および実施時間）

第4条 条例第8条第1項の教育委員会規則で定める日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日（幼稚園型認定こども園にあつては日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日）（以下「教育課程の実施日以外の預かり保育実施日」という。）とする。

2 常時利用預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。

実施日	実施時間
教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで
教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時から午後4時30分まで

3 日単位利用預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。

実施日	実施時間
教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで
教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時30分から午後4時30分まで

4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が預かり保育を実施することが適当でないとする日は、預かり保育を実施しないことができる。

(預かり保育対象者)

第5条 常時利用預かり保育を利用できる子どもの保護者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で園児と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 出産前2月（出産月を除く。）または出産後6月（出産月を除く。）にあること。
- (4) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にあり、または精神もしくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が常時利用預かり保育の利用が必要と認める状態にあること。

2 日単位利用預かり保育を利用できる子どもの保護者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる者とする。

- (1) 教育課程に係る教育時間終了時に就労その他教育委員会が認める理由により子どもを降園させることができないこと。
- (2) 月の利用回数が次項に規定する日数を超えないこと。
- (3) 預かり保育料の滞納がないこと。
- (4) 利用定員を超えていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

3 条例第8条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、10日とする。

(預かり保育の申込み)

第6条 常時利用預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書(別記様式第1号)により利用の申込みをしなければならない。

2 日単位利用預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育申込書(別記様式第2号)により利用の申込みをしなければならない。

3 教育委員会は、前2項の規定による申込みをした者から、審査に必要な限度において書類の提出を求めることができる。

(預かり保育の承認等)

第7条 教育委員会は、常時利用預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園常時利用預かり保育承認書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 教育委員会は、日単位利用預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育承認書(別記様式第4号)により通知するものとする。

3 教育委員会は、常時利用預かり保育の利用を不承認としたときは、草津市立幼稚園常時利用預かり保育不承認に関する通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委

員会が定める。

別記

様式第1号 (第6条第1項関係)

草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

草津市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園の常時利用預かり保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。

子ども	ふりがな 氏名	学年	歳児	性別	男・女	
	生年月日					
保護者	ふりがな 氏名	続柄	ふりがな 氏名	続柄		
	(要件)		(要件)			
	(就労の場合) 名称： 住所： 電話番号：		(就労の場合) 名称： 住所： 電話番号：			
	(その他の場合) 状況：		(その他の場合) 状況：			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
家族の 状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校等	緊急時連絡先	備考

- 備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。  
2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

様式第2号 (第6条第2項関係)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者氏名

組 子ども氏名

下記のとおり、日単位利用預かり保育の利用を申込みます。

希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

預かり保育希望時間 (おおむねの時間を御記入ください。)

登園時間	降園時間
午前 時 分	午後 時 分

日単位利用預かり保育を希望する理由 (主な理由を御記入ください。)

保護者氏名	子どもとの続柄 ( )	子どもとの続柄 ( )
就労の都合による場合		
勤務先および 勤務先住所	名称: 住所:	名称: 住所:
勤務先電話番号		
勤務時間および 就労日数	時 分から 時 分 まで 月あたり日数 日 休日 曜日	時 分から 時 分 まで 月あたり日数 日 休日 曜日
利用施設から 職場までにか かる時間	時間 分	時間 分
その他の場合		
理由 (具体的 に御記入く ださい。)		
主に送迎する人		

様式第3号 (第7条第1項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園常時利用預かり保育承認書

様

草津市教育委員会

草津市立幼稚園常時利用預かり保育について、次のとおり承認します。

子ども	ふりがな 氏名	性別	男・女
		生年月日	
実施園			
利用 承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承認理由			



様式第4号（第7条第2項関係）

番  
年 月 日  
号

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育承認書

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様  
子ども氏名 \_\_\_\_\_ 様

草津市教育委員会

申込みのあった日単位利用預かり保育の利用を承認します。  
ただし、以下に掲げる場合は利用できません。

- ・ 教育時間終了時に降園させることができるようになった場合
- ・ 月の利用回数が10日を超える場合
- ・ 預かり保育料の滞納がある場合
- ・ 利用定員を超えている場合

草津市立幼稚園常時利用預かり保育不承認に関する通知書

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園常時利用預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

子ども	ふりがな 氏名	性別	男・女
		生年月日	
不承認 理由			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます（ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則（平成26年草津市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則</u> <u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、草津市幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「条例」という。）第8条第1項に規定する預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（預かり保育実施施設）</u></p> <p><u>第2条 条例第8条第1項第1号に規定する常時利用預かり保育（以下「常時利用預かり保育」という。）は、次に掲げる幼稚園で実施する。</u></p> <p><u>(1) 草津市立山田幼稚園</u></p> <p><u>(2) 草津市立玉川幼稚園</u></p> <p><u>2 条例第8条第1項第2号に規定する日単位利用預かり保育（以下「日単位利用預かり保育」という。）は、次に掲げる幼稚園で実施する。</u></p> <p><u>(1) 草津市立玉川幼稚園</u></p> <p><u>(2) 草津市立山田幼稚園</u></p> <p><u>(3) 草津市立笠縫東こども園</u></p>	<p><u>草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則</u> <u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「幼稚園条例」という。）第4条の就労支援型預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（実施園）</u></p> <p><u>第2条 就労支援型預かり保育を実施する幼稚園（以下「実施園」という。）は、次に掲げる幼稚園とする。</u></p> <p><u>(1) 草津市立山田幼稚園</u></p> <p><u>(2) 草津市立玉川幼稚園</u></p> <p><u>(3) 草津市立笠縫東幼稚園</u></p>

改正後 (案)	現行				
<p><u>(定員)</u></p> <p>第3条 条例第8条第1項に規定する預かり保育(以下「預かり保育」という。)の利用定員は、当該預かり保育を実施する幼稚園(条例第4条第1項の幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ)にあつては1園につき1日20人と、幼稚園型認定こども園にあつては1園につき1日15人とする。</p> <p><u>(預かり保育の実施日および実施時間)</u></p> <p>第4条 条例第8条第1項の教育委員会規則で定める日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日(幼稚園型認定こども園にあつては日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日(以下「教育課程の実施日以外の預かり保育実施日」という。))とする。</p> <p>2 常時利用預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。</p>	<p><u>(定員)</u></p> <p>第3条 就労支援型預かり保育の定員は、実施園1園につき20人とする。</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第4条 就労支援型預かり保育の対象者は、実施園に入園を許可された幼児(以下「園児」という。)のうち、その保護者のいずれもが次の各号(草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例(平成26年草津市条例第39号)第2条第1号の常時利用の保育を利用する場合にあつては第8号を除く。)のいずれかに該当し、かつ、当該保護者が当該保育を希望するものとする。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 昼間に居宅内で園児と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか、または産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 1114 533 1173">実施日</th> <th data-bbox="533 1114 1086 1173">実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 1173 533 1345">教育課程の実施日</td> <td data-bbox="533 1173 1086 1345">午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	実施時間	教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで	
実施日	実施時間				
教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで				

改正後 (案)		現行						
<table border="1"> <tr> <td>教育課程の実施日以 外の預かり保育実施 日</td> <td>午前8時から午後4時30分まで</td> </tr> </table>	教育課程の実施日以 外の預かり保育実施 日	午前8時から午後4時30分まで		<p>(6) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(7) <u>教育委員会が認める前各号に類する状態にあること。</u></p> <p>(8) <u>教育委員会が別に定める就労支援型預かり保育が必要な状態にあること。</u></p>				
教育課程の実施日以 外の預かり保育実施 日	午前8時から午後4時30分まで							
<p>3 日単位利用預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育課程の実施日</td> <td>教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>教育課程の実施日以 外の預かり保育実施 日</td> <td>教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>			実施日	実施時間	教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで	教育課程の実施日以 外の預かり保育実施 日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで
実施日	実施時間							
教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで							
教育課程の実施日以 外の預かり保育実施 日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで							
<p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、教育委員会が預かり保育を実施することが適当でないと認める日は、預かり保育を実施しないことができる。</u></p>								
<p><u>(預かり保育対象者)</u></p>		<p><u>(実施日および実施時間)</u></p>						
<p>第5条 常時利用預かり保育を利用できる子どもの保護者は、次の</p>		<p>第5条 就労支援型預かり保育を実施する日および実施する時間</p>						

改正後（案）	現行						
<p><u>各号のいずれかに該当すると認められる者とする。</u></p> <p><u>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p><u>(2) 昼間に居宅内で園児と離れて日常の家事以外の労働することを常態としていること。</u></p> <p><u>(3) 出産前2月（出産月を除く。）または出産後6月（出産月を除く。）にあること。</u></p> <p><u>(4) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。</u></p> <p><u>(5) 長期にわたり疾病の状態にあり、または精神もしくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。</u></p> <p><u>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に類する状態であって教育委員会が常時利用預かり保育を利用することが適当と認める状態にあること。</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が常時利用預かり保育の利用が必要と認める状態にあること。</u></p>	<p><u>は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1129 400 2013 826"> <thead> <tr> <th data-bbox="1129 400 1571 451">実施日</th> <th data-bbox="1571 400 2013 451">実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1129 451 1571 635">草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）第5条第1項に規定する教育課程の実施日</td> <td data-bbox="1571 451 2013 635">午前8時から午前8時30分までおよび午後2時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 635 1571 826">草津市立学校の管理運営規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第2項の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日</td> <td data-bbox="1571 635 2013 826">午前8時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	実施時間	草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）第5条第1項に規定する教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび午後2時から午後4時30分まで	草津市立学校の管理運営規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第2項の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日	午前8時から午後4時30分まで
実施日	実施時間						
草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）第5条第1項に規定する教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび午後2時から午後4時30分まで						
草津市立学校の管理運営規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第2項の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日	午前8時から午後4時30分まで						
<p><u>2 日単位利用預かり保育を利用できる子どもの保護者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる者とする。</u></p> <p><u>(1) 教育課程に係る教育時間終了時に就労その他教育委員会が認める理由により子どもを降園させることができないこと。</u></p> <p><u>(2) 月の利用回数が次項に規定する日数を超えないこと。</u></p> <p><u>(3) 預かり保育料の滞納がないこと。</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、就労支援型預かり保育を実施しない。</u></p> <p><u>(1) 土曜日および日曜日</u></p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日</u></p>						

改正後 (案)	現行
<p><u>(4) 利用定員を超えていないこと。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</u></p> <p><u>3 条例第8条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、10日とする。</u></p> <p><u>(預かり保育の申込み)</u></p> <p><u>第6条 常時利用預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書(別記様式第1号)により利用の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>2 日単位利用預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育申込書(別記様式第2号)により利用の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、前2項の規定による申込みをした者から、審査に必要な限度において書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(預かり保育の承認等)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、常時利用預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園常時利用預かり保育承認書(別記様式第3号)により通知するものとする。</u></p>	<p><u>を除く。)</u></p> <p><u>(4) 教育委員会が特に必要と認める日</u></p> <p><u>(常時利用の保育の申込み)</u></p> <p><u>第6条 就労支援型預かり保育の常時利用の保育を申し込もうとする園児の保護者(以下「常時利用の保育申込者」という。)は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用の保育申込書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める書類を添えて、教育委員会が別に定める日までに、教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>(常時利用の保育の承諾等)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、就労支援型預かり保育の常時利用の保育をすることが適当と認めたときは、当該常時利用の保育申込者に対し、常時利用の保育の承諾をするものとする。</u></p>

改正後 (案)	現行
<p>2 <u>教育委員会は、日単位利用預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育承認書 (別記様式第4号) により通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、常時利用預かり保育の利用を不承認としたときは、草津市立幼稚園常時利用預かり保育不承認に関する通知書 (別記様式第5号) により通知するものとする。</u></p>	<p>2. <u>教育委員会は、前項の承諾をした場合は、常時利用の保育申込者に対し、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用の保育承諾書 (別記様式第2号) により、通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、常時利用申込者に草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例 (昭和42年草津市条例第25号) 第2条の利用者負担額ならびに草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例第2条第3号の常時利用の保育料および同条第4号の日単位利用の保育料の滞納がある場合は、第1項の承諾をしないことができる。</u></p>
<p><u>(委任)</u></p>	<p><u>(日単位利用の保育の申込み)</u></p>
<p>第8条 <u>この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第8条 <u>就労支援型預かり保育の日単位利用の保育を申し込もうとする園児の保護者 (以下「日単位利用の保育申込者」という。) は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用の保育申込書 (別記様式第3号) に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める日までに、当該利用に係る園児が通園する園の園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
	<p><u>(日単位利用の保育の承諾等)</u></p> <p>第9条 <u>教育委員会は、前条の申込書の提出があった場合において、就労支援型預かり保育の日単位利用の保育をすることが適当と認めたときは、当該日単位利用の保育申込者に対し、日単位利</u></p>



改正後（案）

現行

用の保育の承諾をするものとする。

2 教育委員会は、日単位利用の保育申込者に草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例第2条の利用者負担額ならびに草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例第2条第3号の常時利用の保育料および第4号の日単位利用の保育料の滞納がある場合は、前項の承諾をしないことができる。

（届出等）

第10条 就労支援型預かり保育の常時利用の保育の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、当該保育に係る園児が通園する園長を経由して教育委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消し、またはその内容を変更することができるものとする。

(1) 第4条各号（第8号を除く。）のいずれにも該当しなくなったとき。

(2) 就労支援型預かり保育の常時利用の保育を希望しなくなったとき。

(3) 第6条の申込書の内容に変更が生じたとき。

(4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。

2 就労支援型預かり保育の日単位利用の保育の承諾を受けた園

改正後（案）

現行

児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、園長を経由して教育委員会にその旨を届けなければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消し、またはその内容を変更することができるものとする。

(1) 第4条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

(2) 就労支援型預かり保育の日単位利用の保育を希望しなくなったとき。

(3) 第8条の申込書の内容に変更が生じたとき。

(4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、就労支援型預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

改正後 (案)

別記

様式第1号 (第6条第1項関係)

草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

草津市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園の常時利用預かり保育を利用したいので、次のとおり申込みます。

子ども	ありがな氏名	学年 生年月日	現況	性別	男・女	
		ありがな氏名	続柄	ありがな氏名		続柄
保護者	(要件)		(要件)			
	(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:		(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:			
	(その他の場合) 状況:		(その他の場合) 状況:			
	利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校等	緊急時連絡先	備考

- 備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。  
2 氏名を記載し押印することによって、署名することができる。

現行

別記  
様式第1号 (第6条関係)

草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書の様式

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

草津市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園の常時利用預かり保育を利用したいので、次のとおり申込みます。

子ども	ありがな氏名	学年 生年月日	現況	性別	男・女	
		ありがな氏名	続柄	ありがな氏名		続柄
保護者	(要件)		(要件)			
	(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:		(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:			
	(その他の場合) 状況:		(その他の場合) 状況:			
	利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校等	緊急時連絡先	備考

- 備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。  
2 氏名を記載し押印することによって、署名することができる。

改正後 (案)

様式第2号 (第6条第2項関係)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者氏名 \_\_\_\_\_

組 子ども氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、日単位利用預かり保育の利用を申込みます。

希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

預かり保育希望時間 (おむねの時間を御記入ください。)

登園時間	降園時間
午前 時 分	午後 時 分

日単位利用預かり保育を希望する理由 (主な理由を御記入ください。)

保護者氏名	子どもとの続柄 ( )	子どもとの続柄 ( )
就労の都合による場合		
勤務先および 勤務先住所	名称： 住所；	名称： 住所；
勤務先電話番号		
勤務時間および 就労日数	時 分から 時 分 まで 月あたり日数 日 休日 曜日	時 分から 時 分 まで 月あたり日数 日 休日 曜日
利用施設から 取捨までにか かる時間	時間 分	時間 分
その他の場合		
理由 (具体的 に御記入く ださい。)		

現行

様式第2号 (第7条第2項関係)

草津市立幼稚園校務支援園児かり保育金時利用の保育申込書

年 月 日

宛

草津市教育委員会

草津市立幼稚園校務支援園児かり保育について、次のとおり希望します。

園児	ふりかき 氏名	性別	男・女
出生日		生年月日	
利用 許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
希望理由			

改正後 (案)

現行

様式第3号 (第7条第1項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園常時利用預かり保育承認書

様

草津市教育委員会

草津市立幼稚園常時利用預かり保育について、次のとおり承認します。

子ども	ふりがな	性別	男・女
	氏名	生年月日	
実施園			
利用承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承認理由			

様式第3号 (第8条関係)

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用の保育申込書

園児 (氏名) \_\_\_\_\_ (学年) \_\_\_\_\_ 幼児 (生年月日) \_\_\_\_\_

実施園 \_\_\_\_\_ 幼稚園 \_\_\_\_\_ 利用の理由 \_\_\_\_\_

利用日 ( 年 ) \_\_\_\_\_

月 日 ( 時 分から 時 分 )

月 日 ( 時 分から 時 分 )

月 日 ( 時 分から 時 分 )

月 日 ( 時 分から 時 分 )

月 日 ( 時 分から 時 分 )

就労支援型預かり保育の日単位利用を申し込みます。

年 月 日

草津市教育委員会 宛

姓 名 \_\_\_\_\_ 印

※氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用の保育承認書兼利用券

年 月 日

様

草津市教育委員会

園児 (氏名) \_\_\_\_\_ 幼稚園 \_\_\_\_\_ 実施園 \_\_\_\_\_

利用日

年 月 日  年 月 日

年 月 日  年 月 日

年 月 日

改正後 (案)

現行

様式第6号(第7条第3項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園常時利用預かり保育不承認に関する通知書

根

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園常時利用預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

子ども	ふりがな	性別	男・女
	氏名	生年月日	
不承認理由			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます(ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として(草津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

改正後 (案)

現行

様式第4号 (第7条第2項関係)

番 号  
年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園認定こども園日単位利用預かり保育承認書

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様  
子ども氏名 \_\_\_\_\_ 様

草津市教育委員会

申込みのあった日単位利用預かり保育の利用を承認します。

ただし、以下に掲げる場合は利用できません。

- ・ 教育時間終了時に降園をさせることができたようになった場合
- ・ 月の利用回数が10日を超える場合
- ・ 預かり保育料の滞納がある場合
- ・ 利用定員を超えている場合